

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 5 5 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

- (1) 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）第 2 5 条
- (2) 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 2 号）第 1 3 条
- (3) 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 3 号）第 1 3 条
- (4) 函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和 7 年函館市条例第 4 3 号）第 1 4 条
- (5) 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 2 号）第 1 2 条

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。